

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		ホームレス等の自立支援等に関する職業相談員等の配置 (20-083)					
実施主体		都道府県労働局 (宮城、東京、神奈川、愛知、京都、大阪及び福岡)					
事業概要		公共職業安定所に職業相談員及び就業開拓推進員を配置し、職業相談や求人開拓等を行い、ホームレス等の就業による自立を支援					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額 (千円)		—	155,546	79,585	87,713	112,981	
目 標 と 評 価	目 標	—	—	自立支援センター における求職者の うち、常用就職率 70%以上	自立支援センター における求職者の うち、常用就職率 70%以上	就業開拓推進員 の 1 人当たりの 求人確保数 175 件以上	
	実 績	目 標 の 達 成 度 合 い	—	—	未達成 (実績 66.4%)	未達成 (実績 54.5%) 目標達成率 78%	—
		事 業 執 行 率	—	—	ホームレス就業確 保推進員による確 保求人数 151% (3,590 人/ 2,380 人)	ホームレス就業確 保推進員による確 保求人数 122% (2,937 人/ 2,410 人)	—
	評 価 結 果	—	—	C	X	—	

(注) 予算額について、平成 18 年度の金額は一般会計のみ、19 年度以降の金額は特別会計のみである。  
なお、一般会計を含むと、平成 19 年度 159,170 千円、20 年度 175,426 千円、21 年度 225,96 千円となる。

〈調査結果〉

1 職業相談業務の実施状況 (項目 2-イ関係)

本事業においては、「ホームレス及び住居喪失不安定就労者の就業機会確保対策について」(平成 20 年 3 月 28 日付け職発 0328005 号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知)に基づき、平成 20 年度において、①自立支援事業職業相談員 (ホームレス等担当) (7 労働局 50 人)、②自立支援事業職業相談員 (住居喪失不安定就労者担当) (3 労働局 7 人)、③就業開拓推進員 (ホームレス等担当) (5 労働局 14 人)、④就業開拓推進員 (住居喪失不安定就労者担当) (2 労働局 2 人) の職業相談員が配置されている。

今回、4 労働局 (宮城、東京、大阪及び福岡) における業務の実施状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 自立支援事業職業相談員（住居喪失不安定就労者担当）

自立支援事業職業相談員（住居喪失不安定就労者担当）は、「自立支援事業職業相談員（住居喪失不安定就労者担当）設置要領」「2 職務」に基づき、①相談窓口を管轄する安定所に配置される職業相談員は、当該安定所内又は当該相談窓口等において、住居喪失不安定就労者に対する職業相談等を行う、②相談窓口を管轄する安定所以外の安定所に配置される職業相談員は、当該安定所内において、住居喪失不安定就労者に対する職業相談等を行う、③その他、上記業務を行うために必要な業務を行うこととされている。

今回、調査した4労働局（宮城、東京、大阪及び福岡）のうち、自立支援事業職業相談員（住居喪失不安定就労者）を配置しているのは、東京及び大阪労働局であり、大阪労働局（大阪東安定所）に配置されている2人の業務の実施状況を見ると、相談員のうちの1人は、大阪ホームレス就業支援センター運営協議会が設置している「OSAKA チャレンジネット」に出張して住居喪失不安定就労者に対する職業相談、職業紹介等を行っている。しかし、もう1人は、大阪東安定所に勤務し、住居喪失不安定就労者に対する職業相談、職業紹介等に加えて、上記の設置要領にはない、一般求職者に対する職業相談及び求人受理等の業務も担当している。

なお、平成20年度における全国の自立支援事業職業相談員（住居喪失不安定就労者担当）の業務実績をみると、表1のとおり、大阪労働局における新規求職件数、紹介件数及び就職件数はいずれも低調となっている。

表1 自立支援事業職業相談員（住居喪失不安定就労者担当）の業務実績（平成20年度）

（単位：人、件、％）

労働局	配置人員	新規求職件数		紹介件数		就職件数	
			1人当たり 新規求職件数		1人当たり 紹介件数		1人当たり 就職件数
東京	3	1,068 (65.6)	356	676 (84.5)	225	243 (79.7)	81
愛知	2	373 (22.9)	187	102 (12.8)	51	44 (14.4)	22
大阪	2	188 (11.5)	94	22 (2.7)	11	18 (5.9)	9
合計	7	1,629 (100)	233	800 (100)	114	305 (100)	44

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( ) 内は構成比である。

イ 就業開拓推進員（住居喪失不安定就労者担当）

就業開拓推進員（住居喪失不安定就労者担当）は、「就業開拓推進員（住居喪失不安定就労者担当）設置要領」「2 職務」に基づき、①住居喪失不安定就労者の安定的な就労の可能性を高めるために、寮付き求人及び住み込み求人等の住居喪失不安定就労者の個々の就労ニーズ及び職業能力に応じた求人開拓を行うこと、②自立支援事業職業相談員（住居喪失不安定就労者担当）及び地方公共団体等と連携を図り、求人情報等の収集・提供を行うこと、③その他、上記の業務を行うために必要な業務を行うこととされている。

今回、調査した4労働局（宮城、東京、大阪及び福岡）のうち、就業開拓推進員（住居喪失不安定就労者）を配置しているのは、東京及び大阪労働局であり、大阪労働局（大阪東安定所）に配置されている就業開拓推進員（住居喪失不安定就労者）1人の業務の実施状況をみると、同推進員は、住居喪失不安定就労者に対する求人開拓等に加えて、上記の設置要領にはない一般求職者に対する職業相談及び求人受理事等の業務も担当している。

## 2 評価の実施状況（項目3ーア関係）

本事業の平成20年度における事業目標は、「自立支援センターにおける求職者のうち、常用就職率70%以上」とされている。しかし、自立支援センターは、ホームレスに係る施設であり、指標自体がホームレスに対するもののみとなっており、本事業で配置される、①自立支援事業職業相談員（住居喪失不安定就労者担当）及び②就業開拓推進員（住居喪失不安定就労者担当）に対する指標は設定されておらず、適切な評価が行われていない。

## 3 特別会計と一般会計の混在により評価が不十分（項目3ーウ関係）

また、本事業の経費については、下記4のとおり、特別会計と一般会計からの予算措置が混在しており、また年度別に労働局ごとの予算を比較した場合においても、特別会計及び一般会計の予算措置が区々となっている状況がみられる。特別会計で予算措置を行うものと一般会計で予算措置を行うものについて、支出項目が適切に整理されていないことから、特別会計としての事業評価が行えないものとなっている。

## 4 一般会計と特別会計の経理区分の明確化（項目5関係）

本事業は、平成18年度までは一般会計により実施され、平成19年度以降、雇用保険二事業として実施されている。しかし、調査した4労働局（宮城、東京、大阪及び福岡）における職業相談員に係る予算をみると、表2のとおり、特別会計及び一般会計から措置されており、また、一部の労働局においては、配置されている自立支援事業職業相談員（ホームレス等担当）について、平成19年度は特別会計、20年度は一般会計と経理区分が区々となっている状況がみられる。

表2 本事業の職業相談員に係る予算の状況

(単位：千円)

職 種	予算区 分	宮城労働局		東京労働局		大阪労働局		福岡労働局	
		19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度	19年度	20年度
自立支援事業 職業相談員（ホ ームレス等担 当）	一般会計	0	1,800	19,800	21,600	10,559	10,651	1,870	1,870
	特別会計	1,800	0	19,800	21,600	10,636	10,651	1,870	1,870
自立支援事業 職業相談員（住 居喪失不安定 就労者担当）	一般会計	—	—	—	5,400	—	2,130	—	—
	特別会計	—	—	—	5,400	—	2,130	—	—
就業開拓推進 員（ホームレス 等担当）	一般会計	—	—	9,000	5,400	2,127	4,220	—	—
	特別会計	—	—	7,200	3,600	4,254	2,130	1,870	1,870
就業開拓推進 員（住居喪失不 安定就労者担 当）	一般会計	—	—	—	0	—	2,130	—	—
	特別会計	—	—	—	1,800	—	0	—	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「—」は職業相談員等が配置されていないことを示す。

さらに、自立支援事業職業相談員等の人件費以外の経費について、①東京労働局では、表3のとおり、本事業に係る庁費が一般会計から支出されているなど事業内の予算について一般会計と特別会計が混在しており、②大阪労働局では、本事業に係る職員旅費（表4）及び庁費（表5）が特別会計及び一般会計から支出され、③福岡労働局では、本事業に係る委員等旅費（表6）が、特別会計及び一般会計から支出され混在している状況がみられた。

表3 東京労働局における庁費

(単位：千円)

会計名等	平成19年度	20年度
一般会計	112	0
特別会計	0	87
合 計	112	87

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

表4 大阪労働局における職員旅費の予算額及び決算額

(単位：千円)

区 分	会計名等	平成19年度	20年度
予算額	一般会計	165	71
	特別会計	0	0
	合 計	165	71
決算額	一般会計	52	57
	特別会計	0	0
	合 計	52	57

(注) 当省の調査結果による。

表5 大阪労働局における庁費の予算額及び決算額 (単位：千円)

区 分	会計名等	平成 19 年度	20 年度
予算額	一般会計	12	0
	特別会計	0	135
	合 計	12	135
決算額	一般会計	12	0
	特別会計	0	15
	合 計	12	15

(注) 当省の調査結果による。

表6 福岡労働局における委員等旅費の予算額及び決算額 (単位：千円)

区 分	会計名等	平成 19 年度	20 年度
予算額	一般会計	71	50
	特別会計	128	114
	合 計	199	164
決算額	一般会計	0	0
	特別会計	16	13
	合 計	16	13

(注) 当省の調査結果による。

なお、一般会計と特別会計の支出区分についての厚生労働省の考え方について、事例表 12 頁参照。